

第 55 期 滋賀地方最低賃金審議会

令和 3 年度第 1 回滋賀県自動車・同附属品製造業専門部会議事要旨

開催日時	令和 3 年 10 月 4 日（月） 9 時 25 分～11 時 7 分
開催場所	大津労働基準監督署 会議室
出席状況	公益代表委員（定数 3 人） 片山 聡 平井建志 松田有加 労働者代表委員（定数 3 人） 池内正博 鈴木敏和 吉村蔵志 使用者代表委員（定数 3 人） 佐々木浩介 西田保夫 三浦浩明 事務局 4 人 矢野労働基準部長、綿貫賃金室長、 神崎室長補佐、福岡賃金指導官
主要議題	滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について (金額審議)
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労使各側委員の主張概要 <li style="padding-left: 20px;">労側委員の主張 <li style="padding-left: 40px;">新型コロナウイルスの影響は 1 年前よりも改善してきている。基幹産業を担っている業種であり、非正規労働者等の賃金への波及効果を高めるためにも最低賃金の引き上げが必要である。現在は、半導体不足、東南アジアのロックダウンの影響による部材不足(ワイヤーハーネス等)で生産ラインは停止しているものがあるが、自動車販売は好調であり、生産ラインも早期に順次再開される見込みである。以上により、リビングウェッジに基づく大幅な引上げ額を提示。 <li style="padding-left: 20px;">使側委員の主張 <li style="padding-left: 40px;">新型コロナウイルスの影響により、中小零細企業に大きな影響が出ている状況が続いている。地賃時の 28 円引上げの目安には何ら根拠が認められないことから現在でも納得しているものではない。したがって、引上げ額 28 円をベースとして話し合うつもりはない。特定(産業別)最賃の引上げは、民事的な効力があり、企業の業績に関係なく賃上げをしなければならないため、中小零細企業には、大きな負担となる。6 月速報の鉱工業指数や有効求人倍率の推移からみて、前年(令和 2 年)同期と比較した場合は回復しているが、前々年(令和元年)同期と比べれば戻り切っていない。現在の半導体不足・部材不足・アイアンショックの影響により、特に中小・零細企業の先行きは不透明。したがって、本年度の賃金改定状況調査第 4 表産業計 B ランクの賃金上昇率を根拠として、引上げ額 1 円を提示。 <li style="padding-left: 20px;">・ 労使の意見の隔たりが埋まらず、この日の審議は終了した。 <li style="padding-left: 20px;">・ 次回は専門部会（第 2 回） 令和 3 年 10 月 7 日(月) 9 : 30～